

鳥取県立智頭農林高等学校 運動部・同好会活動に係る方針

1 目標

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- (2) 「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を遵守する。
- (3) 家庭学習や休息時間の確保に配慮しながら、各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- (4) オフシーズンを明確にして活動する。
- (5) 顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

2 活動について

- (1) 休 養 日：原則として、週末のいずれかを含む週1日以上とする。
- (2) 活動時間：学期中は原則として、長くても平日は原則2時間程度、学校の休業日は4時間程度とする（朝練習を行う場合の時間も含む）。
- (3) 参加する大会：原則として、県高体連主催、共催の大会とする。
その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、校長が許可した場合のみ認める。
- (4) その他・原則として定期考査の1週間前から考査終了まで（土日含む）は部活動を行わないこととする（やむを得ない場合は生徒会に届けを提出）。
 - ・長期休業中の部活動休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ・週末に大会等で活動した場合は、部活動休養日を他の曜日に振り替える。

3 部の運営について

- (1) 体罰等、不適切な指導の禁止について
 - ・部活動顧問、外部指導者は、いかなる理由がっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。
 - ・生徒と顧問との関わりあいにおいて一人一人の人権が尊重できるよう指導する
- (2) 保護者との連携・協力について
 - ・年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示し、理解を得た上で活動する。
 - ・必要に応じて、保護者会を開催する。
- (3) 熱中症等による事故防止について
 - ・「熱中症予防運動指針」等を参考に、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。

4 その他

- ・運動系の同好会についても上記の条項を適用する。